四　その者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又はその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に該当する法第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人として同項の規定により法第四十一条第一項の規定の適用を受ける場合には、前項に規定する書類

第十八条の二十三の二第十一項に次の一号を加える。

五　特定耐久性向上改修工事等の費用の額に係る増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等につき法第四十一条の三の二第一項又は第五項の規定により法第四十一条第一項の規定の適用を受ける場合には、特定耐久性向上改修工事等をした家屋に係る第十八条の二十一第十二項第一号に規定する認定通知書の同号に規定する写し

第十八条の二十三の二第十三項及び第十四項中「第二十六条の四第二十三項」を「第二十六条の四第二十四項」に改め、同条第十五項中「第二十六条の四第二十三項」を「第二十六条の四第二十四項」に改め、同項第二号中「又は法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等をした当該家屋のこれらの住宅の増改築等に係る部分を災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に、「（当該」を「（その」に、「当該断熱改修住宅借入金等又は当該」を「断熱改修住宅借入金等又は」に、「同条第三項第二号及び」を「法第四十一条の三の二第三項第二号若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「第二十六条の四第十一項第一号」を「第二十六条の四第十一項第四号」に、「及びこれらの」を「及び」に、「これらの」を「当該」に改め、同条第十六項中「第二十六条の四第十一項第四号」を「第二十六条の四第十二項第四号」に改め、同条第十七項第三号中「法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項第五号中「当該高齢者等居住改修工事等に要した同項に規定する費用の額、当該特定断熱改修工事等に要した同条第六項に規定する費用の額又は当該特定多世帯同居改修工事等に要した同条第九項に規定する費用の額」を「同条第三項若しくは第七項に規定する合計額又は同条第十項の費用の額」に、「又は当該特定多世帯同居改修工事等の部分」を「若しくは当該特定多世帯同居改修工事等又は当該特定断熱改修工事等と併せて当該家屋につき行う同条第二項第四号に規定する特定耐久性向上改修工事等の部分」に、「費用の額及び」を「合計額又は当該費用の額及び当該合計額又は」に改める。

第十八条の二十四第一項中「第百二十条第四項」を「第百二十条第六項」に改める。

第十八条の二十五第一項中「この項」の下に「及び第四項」を加え、「をした時」を「に係る契約を締結した日の前日」に改め、同条第二項中「。第十一項に」を「。第四項及び第十二項に」に、「第十一項及び第十二項」を「第四項、第十二項及び第十三項」に、「及び第十一項」を「及び第十二項」に改め、同条第三項中「第五項第六号」を「第六項第六号」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「が当該」を「が取得をした」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項第五号中「第七項第二号及び第十項」を「第八項第二号及び第十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第四十一条の五第七項第一号に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする個人は、同号に規定する取得期限の属する年の翌年三月十五日までに、特定譲渡をした譲渡資産について同号の承認を受けようとする旨、同号の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細、取得をする予定の買換資産の取得予定年月日及びその取得価額その他の明細を記載した申請書に、当該非常災害に基因するやむを得ない事情により買換資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

第十八条の二十六第一項中「をした時」を「に係る契約を締結した日の前日」に改める。

第十九条の十の二中「施行令第二十六条の二十七の二第四項」を「法第四十一条の十七の二第三項」に、「所得税法施行令第二百六十二条第一項第二号に規定する」を「所得税法第百二十条第四項に規定する居住者の氏名、当該居住者が取組を行つた年その他の」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十一条の十七の二第三項に規定する居住者の氏名、当該居住者が取組を行つた年その他の（同法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特定一般用医薬品等購入費の額その他の財務省令で定める事項は、確定申告書に記載した同法第七十三条第三項に規定する医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる事項とする。

一　その年中において支払つた法第四十一条の十七の二第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費（次号及び第三号において「特定一般用医薬品等購入費」という。）の額

二　当該特定一般用医薬品等購入費に係る施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定により定められた同項に規定する一般用医薬品等（次号において「特定一般用医薬品等」という。）の販売を行つた者の氏名又は名称

三　当該特定一般用医薬品等購入費に係る特定一般用医薬品等の名称

四　その他参考となるべき事項

第十九条の十の五第二項中「（平成十八年法律第四十九号）」を削り、「第五十九条の二第一項」を「第三十四条の二第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第四十五条の三十四第一項」に改め、同条第十一項各号中「掲げる法人」を「掲げる法人　次に掲げる書類」に改める。

第十九条の十一第七項中「第二百六十二条第一項第六号」を「第二百六十二条第一項第七号」に改める。

第十九条の十一の二第一項中「同項の」を「当該家屋の所在地の」に改め、「の長」の下に「の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類」を加え、同条第三項第三号中「次条第八項第三号」を「次条第九項」に改め、同項第四号中「標準的費用額」を「耐震改修標準的費用額」に改める。

第十九条の十一の三第一項中「第二十六条の二十八の五第十項」を「第二十六条の二十八の五第十四項」に、「第四十一条の十九の三第七項」を「第四十一条の十九の三第十項」に改め、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十五項」に改め、同条第三項中「第二十六条の二十八の五第十三項」を「第二十六条の二十八の五第十七項」に改め、同条第四項中「第二十六条の二十八の五第十五項」を「第二十六条の二十八の五第十九項」に改め、同条第五項中「第二十六条の二十八の五第十七項」を「第二十六条の二十八の五第二十一項」に改め、同条第九項中「第四十一条の十九の三第十七項」を「第四十一条の十九の三第十九項」に改め、「（第二号に掲げる書類にあつてはその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又はその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に該当する同条第一項に規定する特定個人として同項の規定の適用を受ける場合に、第三号に掲げる書類にあつては第六項に規定する場合に該当することにより同条第一項の規定の適用を受ける場合に、それぞれ限る。）」を削り、同項第一号中「又は当該」を「若しくは当該」に、「をした」を「又は特定耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修と併せて行う耐久性向上改修工事等、対象一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等又は対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等をいう。第四号において同じ。）をした」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　その者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又はその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者に該当する法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人として同項の規定の適用を受ける場合には、第十八条の二十三の二第十項に規定する書類

三　第七項に規定する場合に該当することにより法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受ける場合には、当該高齢者等居住改修工事等について介護保険法施行規則第七十六条第二項の規定の適用を受けたことを証する書類

第十九条の十一の三第九項に次の一号を加える。

四　法第四十一条の十九の三第六項から第八項までの規定の適用を受ける場合には、特定耐久性向上改修工事等をした家屋に係る第十八条の二十一第十二項第一号に規定する認定通知書の同号に規定する写し

第十九条の十一の三第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十一条の十九の三第十二項」を「第四十一条の十九の三第十七項」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項

イ　その者の法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋（以下この項において「居住用家屋」という。）が高齢者等居住改修工事等をした家屋である旨